

第 71 回資金管理業務諮問委員会 議事録

1. 日時:平成 28 年 12 月 7 日(水)13 時 00 分～15 時 10 分
2. 場所:公益財団法人自動車リサイクル促進センター 第 1・第 2 会議室
3. 出席者:永田委員長、大石委員、大橋委員、酒井委員、村上委員、山下委員
以上 6 名出席
その他 公益財団法人自動車リサイクル促進センター事務局(議案説明者を含む)、経済産業省・環境省担当官が出席
4. 議題:①平成 28 年度第 2 四半期(4～9 月)決算報告(案)【諮問事項】
②平成 28 年度第 2 四半期の運用の評価(案)【諮問事項】
③特預金の使途における各施策の今後の進め方(案)【諮問事項】
④平成 29 年度以降の公益財務基準への適合について【報告事項】
※議題⑤は、諮問委員会承認のもと非公開とする。

5. 議事録

(1)議題①について

平成 28 年度第 2 四半期再資源化預託金等特別会計決算報告書(案)、平成 28 年度第 2 四半期承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計決算報告書(案)及び平成 28 年度第 2 四半期資金管理料金特別会計決算報告書(案)について、事務局から、資料 3-1 から資料 3-7 にて説明し、案のとおり承認された。

<主な意見>

【委員A】

新車販売台数と使用済み自動車台数との相関関係を分析してほしい。

【事務局】

定量的な形で分析を行い、説明する。

(2)議題②について

平成 28 年度第 2 四半期の再資源化預託金等の運用評価(案)について、事務局から資料 4-1 及び資料 4-2 にて説明し、案のとおり承認された。

<主な意見>

【委員B】

資料4-1の別紙2の平成28年度にある495億円が今年度償還され、第3四半期以降に債券を取得する金額となるのか。

【事務局】

預託金の収入と払渡等の支出の収支と合わせて、債券の取得に充てることになる。

【委員A】

次年度の計画には翌期に購入する分の金額が繰越額として計画値に入ってくるということか。また、今年度は計画の変更は行わないのか。

【事務局】

翌期以降に取得することが計画時に想定できる場合には、計画値にいていく。本件は、債券取得の方針の変更ではないため、今年度の計画の変更は行わず、計画値と実績の乖離については各期末に説明させていただく。

【委員A】

資料4-1の2. (2)に「年限10年以上の債券取得に充てた」とあるが、上限も決まっていたはずなので明記すること。

【事務局】

「年限10年～年限24年の取得に充てた」との記載に修正する。

【委員C】

資料4-2の2. (1)に「5点の確認を常時実施し」とあるが、どのような確認を行っているのか。

【事務局】

コンプライアンス等については、金融庁のウェブサイトや新聞報道等を日々確認している。また、自己資本規制比率等については、四半期毎の公表時に確認を行っている。

【委員A】

情報が得られた時に対応するものと四半期毎に確認していくものがあるので、「常時確認」という表現を修正してほしい。

【事務局】

適当な表現に修正する。

【委員D】

ラダー型資産構成について、従来は年度末に各年限の残高が一定であるかの確認を行っていたが、現行の方針では、確認すべき点はどこになるのか。

【事務局】

10年後に15年のフラットな600億円のラダーに移行していくことを運用の目的としているため、まずはその範囲で運用が行われているかを確認いただく。今年度については年限10年のところから600億円を取得し、残額を年限11年の取得とすることが理想であるが、マイナス利回りの債券については取得を行わないため、取得状況を金利動向と併せ各期末に説明させていただく。

また、10年後に資産構成が完成するまでの推移がわかるような資料を次回報告する。

(3)議題③について

特預金の使途における各施策の今後の進め方(案)について、事務局から資料5にて説明し、案のとおり承認された。

<主な意見>

【委員A】

再生資源等を活用した自動車に対する再資源化預託金等の割引について、検討状況を説明してほしい。

【環境省】

経済産業省と環境省で検討会を立ち上げており、年度内に設計の骨子をまとめ、来年度の合同会議で報告する。

【委員B】

再生資源の活用といった特定の政策目的のために特預金を使うことには疑問がある。将来的なリスクに対応するためにも本当に特預金に余裕があるかも慎重に検討すべきではないか。

【委員A】

以前に整理した部分であるが、ユーザー等にもきちんと理解してもらう必要がある。

【委員D】

1月の諮問委員会では、どの程度の計画が出てくるのか。

【経済産業省】

割引実施の期間、金額規模、割引対象となる基準等の大枠は示すことができると考えている。効果についても定量的には難しいが、定性的には説明させていただく。

【JARC理事A】

割引制度については費用対効果も含めて、最終的な実施の判断をどこで行うかを明確にする必要がある。

【委員A】

最終的に判断するのは合同会議であると考える。

【JARC理事B】

合同会議での審議及び両省における制度実施の決定を受け、JARCとして特預金の使途として諮問委員会の審議を経て、理事会決議のうえ、手続きとして認可申請を行うものと認識している。

【委員A】

割引の件については多くの意見がでているため、1月の諮問委員会の審議までには、制度設計の中で再生資源の活用を目的とする意義やデメリット、制度開始までにどの組織で何を判断するのか等を整理しておいてほしい。

【委員E】

大規模災害への対応にある定常業務と特預金を活用するケースとの違いはどこか。

【事務局】

本件の対応の起点はいずれも当該災害が激甚災害に指定されることだが、毎年度発生するような番号不明被災自動車の発生が小規模な激甚災害については、定常業務として資金管理料金収支の範囲の中で対応していく。特預金の使途としては、南海トラフ地震といった東日本大震災を大きく上回る番号不明被災自動車の発生に備え、特預金を20億円確保するという対応を行うものである。

【委員A】

資料5の別紙の中でも、定常業務と特預金での対応とが混在していてわかりにくい。

【事務局】

表中には特預金の使途対象のみを記載し、定常業務については表外に記載する。

(4)議題④について

平成 29 年度以降の公益財務基準への適合について、事務局から資料 6 にて報告した。

<主な意見>

【委員A】

繰越金の使用について説明があるが、次回の諮問委員会までにもう少し整理しておいてほしい。

【事務局】

特預金の使途対象の中で繰越金を優先して充てるものについて、その妥当性等を検討し、報告する。

以上